令和4年度　修学旅行中の発熱時等の対応について(2022.5.7(土)～9(月))

東大阪市立縄手中学校

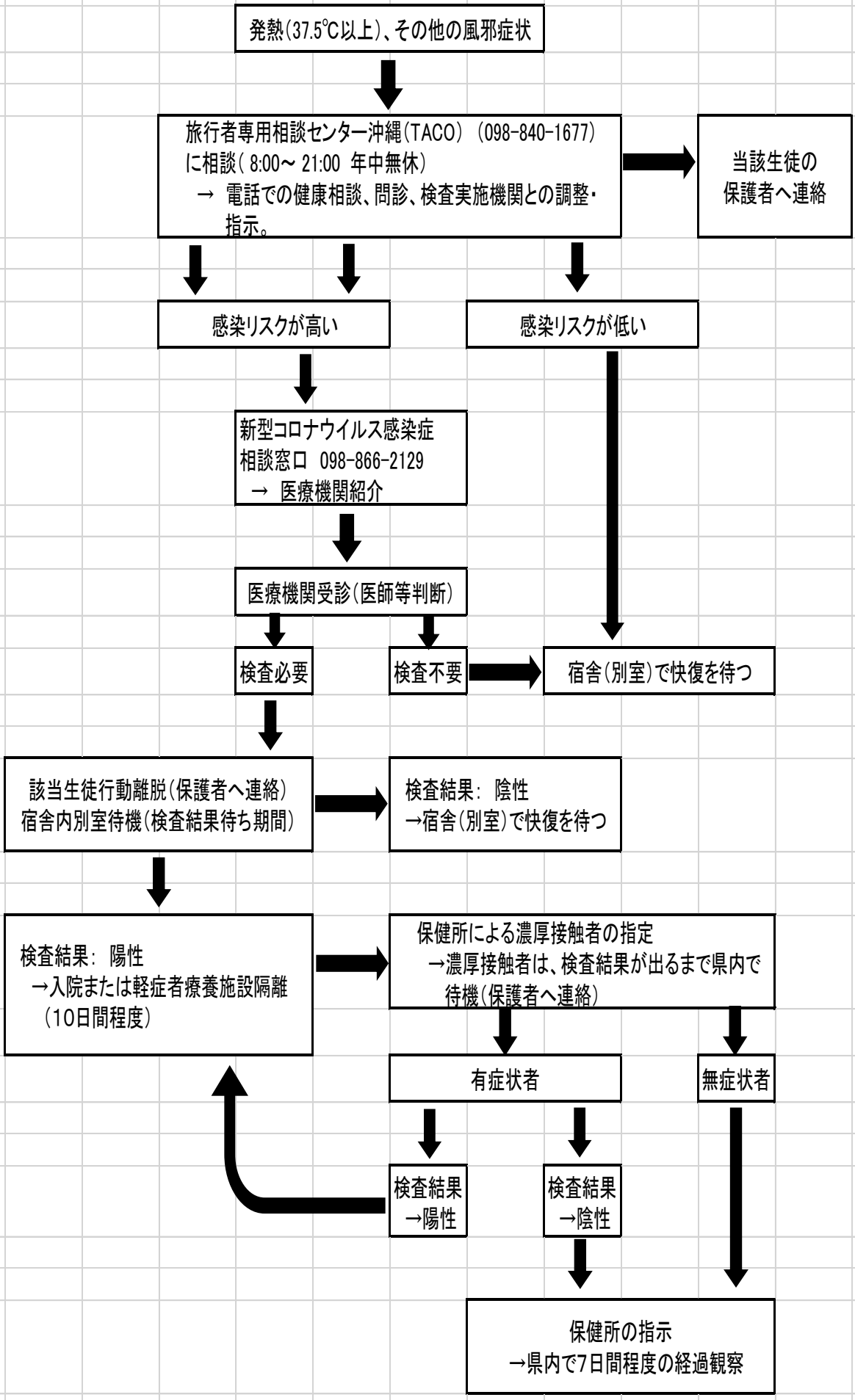

	〇新型コロナウイルス感染症の潜伏期間は、1日から14日（平均5日）	
	〇新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者とされる目安	
	→※	**陽性者との間で2日前まで感染防止対策なしで、15分以上の接触があった場合**
	→例	陽性者との間で双方のどちらか一方でもマスクを着用していない状態で、1m以内かつ15分以上の会話がある場合
	→例	マスクを着用していない時（食事中、入浴中、就寝時など）に、会話をしていないか等、保健所が調査後に判断
	→例	特に就寝中は、生徒同士の寝る場所の間隔や喚起等、保健所が調査して判断
	■修学旅行の行程期間中の新型コロナウイルスに関わる保険等の適用について	
	●	発熱（37.5℃以上）またはPCR検査（抗原検査を含む）を実施の為に旅行を中断した場合
	→	・「発熱・発症疑義離脱見舞金」として、1万円が支払われます。 ・ PCR検査（抗原検査を含む）結果が、陽性であった場合、「感染・発症見舞金」として、3万円支払われます。
	●	行程期間中に濃厚接触者となった為に旅行を中断した場合
	→	参加生徒に陽性者が出たことが原因で濃厚接触者となった場合、一人3万円の見舞金が支払われます。
【重要】	●	**陽性者等が現地待機となった場合の修学旅行費以外に要する費用の支出について**
	→	行程期間中に参加生徒に陽性者が出た場合、旅行同行者に3万円が支払われますが、陽性者等の修学旅行期間外の現地待機費用（宿泊費・交通費等）に要する必要経費を除いた残額を保護者に返金します。
	※	**保険の適用については、各ケースにより異なるため、保険が適用されないことも考えられます。**
	■修学旅行が延期または中止となった場合のキャンセル料について	
	●	旅行開始日の14日前以降に参加予定者が新型コロナウイルス感染症に感染し、参加できない場合や参加予定者の感染状況により学校として延期または中止した場合の必要なキャンセル料を補う保険に加入します。 ※陽性になった参加予定者の濃厚接触者に特定された参加予定者も保険適用になります。
	■修学旅行の行程期間中に新型コロナウイルス感染症の陽性者が生じた場合の現地待機費用等について	
	●	現地保健所の指示により、発症日から10日間以上の現地待機になります。症状によって「入院または軽症者療養施設で待機（公費）」または「現地ホテルでの待機（私費）」のいずれかになります。 ※帰りの航空費も私費となります。 ※ただし、私費となった場合は、学校旅行総合保険（学校緊急対応費用）で補填予定です。
	●	保護の為に保護者が沖縄県内に滞在する宿泊費及び往復の航空費も私費となります。 ※ただし、私費となった場合は、学校旅行総合保険（救援者費用）で補填予定です。
	■修学旅行の行程期間中に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が生じた場合の現地待機費用等について	
	●	現地保健所の指示により、濃厚接触日から7日間以上の現地待機になります。この場合は「現地ホテルでの待機（私費）」となりますが、沖縄県の「修学旅行緊急時支援事業」の申請を行い、費用の補填に努めます。 ※帰りの航空費も支援事業の適用範囲となります（滞在に係る食費や日用品購入費は対象外）。
	●	沖縄県の「修学旅行緊急時支援事業」は、保護の為に保護者が沖縄県内に滞在する宿泊費及び往復の航空費も対象となります。
	■空港搭乗時に発熱（37.5℃以上）により搭乗できなかった場合について	
	●	伊丹空港搭乗時の場合 → 伊丹空港内まで保護者が当該生徒を迎えに行き、旅行業者（日本旅行）が当該生徒を引き渡す。
	●	那覇空港搭乗時の場合、現地にてPCR検査等を受け → 陽性の場合は保健所の指示に従い現地待機。 → 陰性の場合は、症状が快復するまで現地待機。
	■空港着陸後に発熱（37.5℃以上）により留め置きになった場合について	
	●	那覇空港到着時の場合、現地にてPCR検査等を受け → 陽性の場合は保健所の指示に従い現地待機。 → 陰性の場合は、体調管理のうえ、行程復帰。
	●	伊丹空港到着時の場合、現地にてPCR検査等を受け → 陽性の場合は保健所の指示に従い、行程離脱し自宅へ搬送（保護者の迎え）。 → 陰性の場合は、体調管理のうえ、行程復帰。